

通所介護・介護予防通所介護利用重要事項説明書

あなたに対する通所介護・介護予防通所介護サービス提供開始にあたり、当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

名 称	デイサービス あおば
所 在 地	佐賀県唐津市和多田大土井6-56
代表者氏名	施設長 池内 正
指定年月日番号	平成 16 年 11 月 1 日 4170200317
利用定員	月曜日から土曜日 65 名 (通所介護・介護予防含めて) 日曜日 40 名 (通所介護・介護予防含めて)
サービス提供する地域	唐津市、玄海町、伊万里市
電話番号	0955-72-0626

2. 事業の目的

利用者が地域、家庭において心身ともに豊かで自立した社会生活を営む事ができるよう、関係の諸機関、団体等と連携、協働して各種のサービスを提供すると共に、地域にある福祉サービス機関として、地域高齢者福祉の向上に貢献する事を目的とする。

3. 運営方針

利用者が可能なかぎり、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、ならびに家族の身体的精神的負担の軽減を図るために必要な、日常生活上の援助及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を利用者の選択に基づき行う。

4. 従業者の職種、員数、職務内容

① 管理者 1 名

事業所の従業者の管理、及び通所介護の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

② 看護職員 1 名以上

通所介護の利用者のバイタル測定、一般状態の把握を行います。

③ 生活相談員 1 名以上

通所介護の利用者の日常生活の相談、及び介助、送迎を行います。

④ 介護員 11 名以上

通所介護の利用者の日常生活の介助、送迎を行います。

⑤ 機能訓練指導員 1 名以上

通所介護の利用者の日常生活が出来るよう機能訓練を行います。

(従業者の職種、氏名は別紙のとおり)

5. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日(祝日含む) 午前 8 時 15 分 ~ 午後 5 時 15 分

ただし サービス提供時間は、午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分

定休日 日曜日。ただし 正月、盆、及び施設の改修、点検等、定休日とさせて頂く時は、事前に月間予定表に明記し利用者に通知します。

6. 介護の内容及び利用料

① 介護の内容

在宅の要介護者、要支援者に通ってもらい(送迎し)、食事の提供とその介護、生活等についての相談、助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うものとする。

② 要介護者利用料金

(1) 7時間以上 8時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所費	629	744	861	980	1,097
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	56	56	56	56
入浴介助加算	40	40	40	40	40
食費	700	700	700	700	700
日常生活・クラブ費	0	0	0	0	0

(2) 6時間以上 7時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所費	564	667	770	871	974
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	56	56	56	56
入浴介助加算	40	40	40	40	40
食費	700	700	700	700	700
日常生活・クラブ費	0	0	0	0	0

(3) 5時間以上 6時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所費	544	643	743	840	940
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	56	56	56	56
入浴介助加算	40	40	40	40	40
食費	700	700	700	700	700
日常生活・クラブ費	0	0	0	0	0

(4) 4時間以上 5時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所費	376	430	486	541	597
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	56	56	56	56
入浴介助加算	40	40	40	40	40
食費	700	700	700	700	700
日常生活・クラブ費	0	0	0	0	0

(5) 3時間以上 4時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所費	358	409	462	513	568
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	56	56	56	56
入浴介助加算	40	40	40	40	40
食費	700	700	700	700	700
日常生活・クラブ費	0	0	0	0	0

- ・ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 / 回
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に 5.9 %を乗じた単位数を加算する。
- ※ 個別機能訓練(Ⅰ)イは、サービス提供票に記載された人だけ頂きます。
- ※ 入浴介助加算は、入浴時だけ頂きます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対応への特例的な評価
2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする

③ 要支援者利用料金(5時間以上 7時間未満)

通所型サービス 1	1,798 単位
通所型サービス 2	3,621 単位
食費	700 円
日常生活・クラブ費	0 円
サービス体制強化加算(Ⅲ)	(要支援1) 24 単位/月 (要支援2) 48 単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に 5.9 %を乗じた単位数を加算する。
※ 運動機能向上実施加算は、サービス提供票に記載された人だけ頂きます。	
※ 新型コロナウイルス感染症対応への特例的な評価 2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする	

④ 通所型サービスC利用料金

1回あたり	300円
食費	700円

⑤提供サービスの第三者評価の実施状況

現在、第三者評価の実施は行っておりません。

7. 秘密保持

業務上知り得た利用者、又はその家族等の秘密はまもります。

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

8. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、利用者に対して、通所介護を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情処理体制及び基本手順

① 苦情処理体制

介護保険に通ずる担当者を1名配置し、基本手順に沿って適切に処理する。

② 苦情申立先

当施設ご利用相談室

担当者 池内 正

ご利用時間 月曜日～土曜日 8時15分～17時15分

電話番号 0955-72-0626

苦情箱 施設内に設置

③ 基本手順

- (1) 苦情の受付。
- (2) 苦情の内容、及び原因の確認。
- (3) 苦情解決責任者への報告。
- (4) 苦情解決に向けた対応の実施。
- (5) 再発防止、及び改善の措置。
- (6) 苦情解決責任者へ改善の報告。
- (7) 苦情申立者に対する報告。

通所介護を利用するに当たって、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名

印

利用者の家族

住 所

氏 名

印

続 柄